

平成 23 年度第 1 回練馬区文化財保護審議会 会議記録

- 開催日時
平成 23 年 8 月 30 日(火) 午後 3 時～午後 5 時
- 開催場所
練馬区役所 1907 会議室（本庁舎 19 階）
- 出席者
出席委員 8 名
会長 他 7 名
区側出席者 7 名
教育長・生涯学習部長・生涯学習課長・その他職員 4 名
- 委嘱状の交付
- 諮問
- 議事
 1. 会長・副会長の選出
 2. 諮問
 3. 審議事項 平成 23 年度指定文化財・登録文化財について
 4. 報告事項 平成 22 年度登録文化財の経過報告
平成 23 年度文化財関連事業計画
その他
- 公開の可否
原則公開（傍聴人：0 人）
- 配布資料
 - 資料 1-1 1-2 平成 22 年度登録文化財関係
 - 資料 2 平成 23 年度文化財関連事業計画
 - 資料 3 東日本大震災に伴う文化財被害状況
 - 資料 4 「東京の文化財 111 号」
 - 資料 5 「ねりまの文化財 83 号」
 - 資料 6 組織の改正について
 - その他 練馬区文化財保護審議会委員名簿
- 事務局
練馬区教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課文化財係
Tel.5984-2442

会議の要旨

生涯学習課長	開会の挨拶
教育長	委嘱状の交付
生涯学習課長	会長選任まで議事の代理進行
事務局	会議の成立について
生涯学習課長	会議の公開について 会長・副会長の選任について
会長・副会長互選	会長、副会長選出
生涯学習課長	会長・副会長の紹介 平成 23 年度練馬区指定・登録文化財について教育長より諮問させていただきます。
教育長	平成 23 年度練馬区指定・登録文化財について、練馬区文化財保護条例に基づき、下記のとおり諮問いたします。 平成 23 年 8 月 30 日 練馬区教育委員会 文化財を指定することについて 1 点、文化財を登録することについて 6

点、内容については別紙のとおりです。

会長
諮問文読み上げ
挨拶
退席
委員紹介
今期新たに委嘱された委員自己紹介
事務局の紹介

<会長>

それでは審議に入りたいと思います。本日の審議事項、指定登録の諮問案件の説明をお願いします。

<生涯学習課長>

平成23年度練馬区指定・登録文化財について説明させていただきます。

指定が1件（No.1「丸山東遺跡出土の石棒」の説明）、新規登録6件を諮問させていただきましたところ。No.1「貫井の東高野山道」、No.2「北新井遺跡出土の土偶」、No.3「三原台の馬頭観音」、No.4「上石神井立野の庚申塔」、No.5「出羽三山・百八十八ヶ所観音供養等」、No.6「金乗院の大イチョウ」についての説明

<会長>

質疑等お願いします。いかがでしょうか。

<委員>

No.1の道標で、説明文は「寛政11年3月」となっており、7ページの銘文翻刻は「寛政十一年二月」となっていますが、どちらが正しいのでしょうか。

<事務局>

正しいのは三月です。訂正をお願いします。

<会長>

他に何かありますか。

<委員>

No.1の指定ですが、登録から指定にするときは、特段の理由がなくていいのでしょうか。登録文とほぼ同じだというご説明でしたが。

<生涯学習課長>

本日の諮問文は、登録の際の答申文を記載しています。審議の中で指定する際に文章等を再度ご検討していただきます。なお、指定と登録の違いですが、諮問文の一番下の欄に審議結果として、基準第一の(5)該当により登録に値するとありますが、指定になった場合は価値が高いということで価値付けが変わります。

<会長>

よろしいですか。登録の中から指定をするということになっていますね。

<委員>

もう少し指定としての価値の説明が必要ということ。6ページの写真だと出土状況などが珍しいわけですね。

<生涯学習課長>

とくに、丸山東遺跡の石棒に関しては、21年度に1点で登録の諮問をさせていただいて審議の中で2点に変更させていただいたものです。最終的に審議会として価値判断をしていただければと思います。

<会長>

よろしいですか。それでは他にありますか。

<委員>

No.5の出羽三山・百八十八ヶ所観音供養塔ですが、区内には数少ない出羽三山信仰とありますが、実際、練馬区における出羽三山信仰はどういう状況なのですか。

<事務局>

出羽三山関係資料のうち石造物として残っているものは、出羽三山供養塔が知られています。

<委員>

いくつあるのですか。

<事務局>

はい、高野台の長命寺に2基あります。また、金乗院に2基あります。どちらも真言系です。いずれも江戸時代後期のもので、これを含めると5基現存しています。

<委員>

あまり練馬では盛んではなかったということでしょうか。

<事務局>

そう思われます。

<委員>

5基の中でこれを登録する理由は为什么呢。

<事務局>

出羽三山だけでいいと5基になりますが、それに加えて百八十八ヶ所観音の銘も一緒に刻んでいるのが珍しい点の理由の一つになります。

<委員>

出羽信仰は実際として、講は残っているのですか。

<事務局>

供養塔を建てた庚申講がありますが、その講では少なくとも現在は、出羽三山に関する信仰などは一切やっていませんし、関連した資料も保管していないようです。

<生涯学習課長>

出羽三山信仰ならびに百八十八ヶ所の霊場等の記録類については、教育委員会で講の調査と特別展等を行った際に、いくつか資料として残っている記録文があります。それも含めて審議していただきたいと思います。

<委員>

概要を教えてくださいどうもありがとうございました。実際の審議のときは、調査した資料をまた別に配付されますか？

<事務局>

視察の際にも見ていただくための資料です。そこで新たに調査が必要になり、調査結果を資料として追加したいと思います。

<委員>

登録文化財になったときに、区民の方に提示できるのはこの文化財の概要と写真だけです。審議会の席上では、この概要の説明でよいと思うのですが、審議していくときは、要点ではなく文化財についての詳しい資料を配付していただき、それに基づいて審議した方が確実のような気がします。

<生涯学習課長>

まず1点目の、文化財の登録・指定後の区民や研究者の方の問い合わせ等の対応ですが、審議会での資料については個ファイルしています。印刷物として公表する概要はもう少しわかり易く表記をして区報等に載せています。

2点目の諮問案件につきましては、抽出をしていく際に郷土資料調査員がさまざまな資料を調査します。それを審議会の席に全部出すと非常にまとまりのない資料になってしまいます。今後の審議会でも資料要求をしていただき、必要に応じて用意していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

<委員>

近年インターネットの普及によって、マニアの方や区民の方は大変詳しいです。No.2の土偶にしても、平成22年に調査を実施した報告書があれば、審議会の席上で配付したほうがよろしいかと思います。また馬頭観音についてもこの写真3点だけで登録するというのでは資料不足だと思います。

また、東高野山の道標ですが、東高野山が何なのかまったくわからないし、名称は道標2基としていますが、群としてか複数としてその1,その2で分けてなくていいのか単に2基でいいのかという問題があるのかと思います。

No.3の三原台の馬頭観音ですが、個人の方で指定することは承知なさっていてこれは民俗関係の指定ですか？

<事務局>

今まで馬頭観音は有形民俗になっていますが、今回視察していただいて、もし石工の作品として何か優れた点があれば、有形文化財として登録する可能性もありますので、それは見ていただいて判断していただきたいと思います。

<委員>

個人所有の文化財でも登録、指定の方向でお考えになっているのですか？

<事務局>

はい。

<委員>

売られても仕方ないということですか。動産ですからね。つまり法人が持っているわけではないですね。

<事務局>

そうです。

<委員>

それでも登録していこうということですか。わかりました。

<生涯学習課長>

文化財の登録制度にはいろいろな形がありますが、練馬区の文化財登録制度は、広く網をかけて台帳に登録をするという、もともとの京都府で最初に始まった登録制度をモデルにしています。

<委員>

よくわかりました。ありがとうございます。

<会長>

資料については、事務局として公開できない場合もあると思いますが、区民に情報公開しないようなものでも審議会には提供していただかないと登録の審議ができないので、できるだけ詳細な情報の提供をお願いします。

<委員>

石塔ですが、香炉のようなものを含めて、コンクリートで直した部分も含めて登録するのでしょうか。

<生涯学習課長>

民俗文化財も変わっていきますので、どの形態をとるかだと思います。歴史資料的な位置づけでとれば、この部分は除くという場合も当然出てくるかだと思います。

<委員>

出羽三山の石塔はまさに、基礎の部分が新しく作られたのですね。これを除くとまたへんなことになるのかと思います。

<委員>

これは難しい問題で、国の場合でも、仮にこの上に置いてあるコップの上に価値があるとしてそれを登録なり指定したりしていくわけです。下の台は新しいものと説明してはっきり書いて指定しています。仏像の場合も光背、台座の価値はなくてもひとつのものとして入ってしまいます。その場合、三原台の馬頭観音だと、まわりの覆い家のようなものについても、区民の方から尋ねられたらどうするかというのは、答えを考えていかないといけないのでしょうか。

<生涯学習課長>

例えば豊島区巣鴨の眞性寺の地藏菩薩像は、石造物ではありませんが、全体として指定物件です。銅像の台座部分の補修で形態は変わってもいいのかの判断基準にもなってくると思います。今回は登録ですが、指定して修理するときにコンクリートがいいのか、自然のものにしたほうがいいのか、そういう議論になるのかと思っています。

祠については、今回は対象にしていないということで諮問をしています。民俗文化財として辻にある点も含めて、その形態自身がもう練馬区では見られなくなってくるだろうと想定もしています。

<会長>

よろしいですか。

<委員>

東高野山道標の件に関して、諮問文の概要には「漢文が刻まれている道標が珍しく」というだけで、漢文の具体的な内容にまったく触れないのはややさびしい感があります。また東野孝保がどういう方なのかということも気になりますので、漢文の部分で補足的な情報がお聞かせいただけるのであればお願いしたいと思います。

<生涯学習課長>

漢文の読みはしてあります。東野孝保もこちらでいろいろ調べておりますが、まだわかっていませんので審議の際にそういったことも含めて、引き続き調査します。

<委員>

はい、ありがとうございました。

<会長>

昔はこういう漢文を石碑に刻むということは普通に行われたのですか？

<生涯学習課長>

練馬区内の石造物の碑文に漢文はけっこうあります。有名なのは石神井公園駅前にある火車站の碑などは全部漢文です。

<会長>

庶民が刻んだとすると、やたら難しいことをなんで碑に刻んだのかと思ひまして。

<事務局>

(東高野山道標の漢文を読み上げる)

<会長>

ありがとうございました。私の疑問はこんな難しい文章を、人は理解できたのだろうかということ。みんな読めたのですか？

<副会長>

一般の人には読めないでしょうね。

<生涯学習課長>

そのへんの資料も審議で出させていただけようと思っています。

<事務局>

「都鄙^{とひ}講中」という言葉が刻まれています。調べてみてもわからなくて、講の名前としてはなかなか見られないものです。

<副会長>

普通の講でいいのではありませんか？普通の町も田舎もという都鄙で。

<事務局>

言葉としての都鄙はわかるのですが、「都鄙^{とひ}」のままだとどのような目的を持った講なのかわかりません。都鄙という字はもし当て字として用いるのであれば、「とび(鳶)」と読むことはできないと思います。所有者の先々代は、屋根を葺き替える職人をやっていた方がいるようで、また明治期にも大工の方がいたそうなので、当て字を用いることがあるかという点もあります。是非ご教授をお願いします。

<委員>

とびは町特有の職人ですから、普通の村ではいけません。これがどの地域かよくわかりません。

<生涯学習課長>

地域的には村です。

<委員>

村ではとびの仕事は自分たちでやります。

<生涯学習課長>

石田梅岩の「都鄙問答」とか、いろんなものが関係していたのではないかと想像していましたが、結果としてまだわかりません。

<会長>

他に何かありますか。

<委員>

石造物ですが、馬頭観音でも庚申塔でも山のように種類がある中で、その中でどれを指定していくか、もともと一個しかない珍しいものなら指定するのはわかるのですが、何百もある中

からこれを指定するなら、それなりの説得できる基準があると思います。たとえば、馬頭観音にしても練馬区には全体にどれくらいあり、今指定されているのはどれで、どういう理由で指定されているのか、今度指定、登録するのはこういう理由でというのが是非欲しいと思います。この馬頭観音も寛政10年の登録であっていますが、参考資料に載せているそれよりもっと年代の古い安永9年の庚申塔は登録になっていますか？

<事務局>

この庚申塔は登録されていません。

<委員>

その基準が同じ石工であっても馬頭観音だからということで登録の対象になっているのでしょうか？全体の中での位置づけを是非教えていただけるとありがたいです。

<事務局>

馬頭観音に関しては区内で百数十基あります。今のところそのうち登録しているものは、馬が僧侶の形、姿をした馬頭観音座像があります。また、力持ち惣兵衛の馬頭観音という力石を兼ねたものがあります。今回のものは馬頭観音としては3基目のものになります。当初はこの区内で一番大きくて立派だということで登録の案件にしたいと考えておりました。しかし、調べていくうちに背面の石工のことが気になって付け加えた形になっています。

<会長>

登録というのは価値判断ですか？登録は確認行為ですか。

<生涯学習課長>

練馬区の文化財保護条例では、裁量行為ではなくて、確かに確認行為です。文化財の指定になると、価値判断が伴います。自治体でどう保存していくか、街の開発の中からどう生かしていくかということを含めて、状況を把握しておくという意味で登録制度を用いています。練馬の場合は運用していく中で価値があるものという位置づけになっているので、価値判断が若干入ってしまうこともあります。昭和55年～58年にかけて行った総合調査があります。その中で約1,800件の文化財リストがあり、1,800件全部が登録文化財になるのかという点と少し違うということもあります。

<会長>

総合調査をした後で、失くなったもの、盗られたもの、場所が変わったものは相当あるのですか？

<生涯学習課長>

あるかもしれません。開発などでどうしても失くなるものはあります。ただ登録していると必ず連絡がきますので、区が守るべきものとしての位置づけができます。

<委員>

たとえば馬頭観音が百いくつ区内にあるのに、今回3つ目の登録というのは正直いって驚いています。もっとたくさん登録するわけにはいかないのですか？たとえば所有者が確定できない、あるいは年号がわからないとか半分壊れているものについては除外していかなければいけないと思いますが、年号がわかっているというものが100件あるとしたら3つずつ登録していくと30年以上かかってしまいます。

<生涯学習課長>

区民生活を豊かにするような文化・芸術ということで文化財の保存、登録、指定を進めていこうと思っています。一方で練馬区の条例上所有者の同意制をとっています。23区の中でも

同意が必要な区は少数ですが、実は同意を得ることもネックになっています。

<会長>

ありがとうございます。本日はこれで終了させていただきたいと思います。続きまして、報告事項が何点かありますので報告願います。

<生涯学習課長> 報告事項(1)

資料 1-1 1-2 ……登録文化財の追加と解除の説明

<会長> 続きまして、次の報告をお願いします。

<生涯学習課長> 報告事項(2)

資料 2 ……文化財関連事業計画の説明

<会長> 特になければ、続いて報告をお願いします。

<生涯学習課長> その他報告事項

資料 3 ……東日本大震災に伴う文化財被害状況について

電話および現地調査を行った結果、2件の被害報告がありました。

1件目は、国の重要有形民族文化財の「江古田の富士塚」ですが、塚内の石造物の傾き、山頂付近東側の土留め崩落、社のズレ、溶岩石積の落石およびズレの被害がありました。棄損届を都を通じて国に提出しております。現在の管理は、崩壊した溶岩石を紐で固定し、修復が完成するまでの間「富士塚」の立入りは禁止の措置を取っております。

また、練馬区の登録有形民俗文化財の「小林家住宅」ですが、日本間内の土壁の崩落および屋根の石瓦の落下が報告されております。

続きまして、資料 4 ……都指定文化財の種別変更について

大正8年に都の旧跡に指定された「石神井城跡と三宝寺池」ですが、種別を「史跡」に変更し、名称も「石神井城跡」に変更されました。

次に、資料 5 ……栗原遺跡の復元住居の修復工事について

都立城北中央公園内の栗原遺跡復元住居ですが、近隣住民等から改修の要望が出ておりましたが、公園整備の一環として今年2月から3月にかけて上屋の修復工事を行いました。また、この修復工事に伴い見学会を実施いたしました。また、隣の住居址についても引き続き、整備を行う予定になっております。

また、資料 6 ……組織改正についての説明

以上で報告を終わります。

<会長>

その他事務局から何かありますか。

<事務局>

事務連絡です。

次回の審議会視察についてですが、9月13日(火)午後1時10分に本庁舎正面玄関前に集合となります。集合後、マイクロバスで視察に向かいたいと思います。午後5時には戻れると思いますので、よろしくお願いいたします。

また、3回目、4回目の日程調査表を本日ご持参されているようでしたら事務局へお渡しください。

<会長>

視察の順番などは事務局に調整をお願いするということでしょうか？

それでは、審議会を閉会といたします。

